

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 5 年 2 月 1 3 日付け 4 福薬業発第 5 6 6 号にてお知らせしたところですが、日本薬剤師会より別添文書が届きましたので下記のとおり追加資料をお送りいたします。

ご多忙とは存じますが、引き続き濫用等の恐れのある医薬品について適切な指導をおこなうとともに、濫用等に関する防止啓発等に努めていただきますよう、貴会会員へご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

・(別添) 20230213 業 436_「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

・<参考>

1. 市販薬の濫用防止ポスター
2. 濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応 (令和 5 年 1 月一部改訂)
3. 医薬品販売制度に関する自己点検表 (全体版) (令和 5 年 1 月一部改訂)
4. 薬効分類別成分表 (令和 3 年 1 2 月作成、令和 5 年 1 月一部改訂)

以上